

アンケート用紙2 千葉県・市民後見人に関するアンケート

新オレンジプランでは、認知症の人の権利擁護のため、市民後見人養成のための研修の実施、活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を通じ、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うとされています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)では、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)」を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう求められています。

そこで、各市町村の市民後見人の養成に向けた取組みの実施状況等についてお尋ねします。

問1. 貴市町村の窓口には住民等から成年後見人について問い合わせがありましたか。

51 1. ある (2市町村増)

3 2. ない (2市町村減)

件数

月1件～80件
年間1,2件～2,762件

問2. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった相手方をお答えください。(複数回答可)

27 1. 本人 (7市町村増)

45 2. 家族 (4市町村増)

18 3. 地域住民 (4市町村増)

13 4. 民生委員 (1市町村増)

17 5. 社協 (2市町村増)

30 6. 医療機関 (2市町村増)

26 7. その他

7. とお答えの場合、具体的な相手方を御記入ください。

ケアマネジャー、地域包括支援センター、友人、司法書士 等

問3. 問1. で1.「ある」と回答した市町村にお尋ねします。問い合わせのあった内容をお答えください。(複数回答可)

39 1. 市町村長申し立て (5市町村増)

47 2. 制度の問い合わせ (4市町村増)

4 3. その他

3. とお答えの場合、具体的な相手方を御記入ください。

●・申し立ての具体的な手続き方法・認知機能の低下が著しく、社協の「すまいる」利用が難しくなった●成年後見人等から報酬助成に関する内容 等

問4. 貴市町村では、成年後見の担い手として市民後見人の養成に取り組んでいますか。

19 1. すでに研修を実施している → 問5へ

6 2. 検討している → 問9へ

(増減なし)

(1市町村増)

28 3. 予定はない → 問10へ

1 4. わからない → 問10へ

(2市町村減)

(1市町村増)

アンケート用紙2 千葉県・市民後見人に関するアンケート

問5. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修はどのように行っていますか。

0 1. 担当課等で直接実施

(増減なし)

7 3. 近隣市町村と合同で実施

(3市町村増)

0 5. その他

(増減なし)

18 2. 委託(委託先:市社会福祉協議会、東総権利擁護ネットワーク、安房地域権利擁護推進センター、NPO法人等)

(2市町村増)

0 4. 研修実施団体に希望者を派遣

(増減なし)

5. とお答えの場合、具体的な実施方法を御記入ください。

問6. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者の名簿を作成していますか。

12 1. いる (4市町村減)

7 2. いない (4市町村増)

2. とお答えの場合、名簿を作成していない理由を御記入ください。

委託先法人が作成管理しているため 等

問7. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。研修修了者に対するフォローアップ研修等は行っていますか。

16 1. 行っている (2市町村増)

2 2. 検討中 (3市町村減)

1 3. 予定はない (1市町村増)

1. とお答えの場合、どのような事業か御記入ください。

●フォローアップ研修は年2回以上行うことを仕様書に定めている。市民後見人、後見支援員として活動する中での意見や疑問点等を聞き、研修内容に反映させている。●事例検討やグループワーク等の研修会を実施●施設見学 等

問8. 問4. で1.「すでに研修を実施している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と協議を行っていますか。

4 1. 行っている (増減なし)

8 2. 検討中 (1市町村増)

6 3. 予定はない (3市町村増)

1 4. その他 (4市町村減)

3. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●専門職後見人につなぐケースが殆どのため。●研修委託法人にて活動を行っているため市民後見人養成講座の受講者数が少なく、まだ選任する段階に至っていないため。

4. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●本市では市民後見人が単独で選任された実績はなく、法人との複数での任用となっている。

アンケート用紙2 千葉県・市民後見人に関するアンケート

問9. 問4. で1.「すでに研修を実施している」又は2.「検討している」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成数等、具体的な目標はありますか。

- 4 1. ある (1市町村減) 21 2. ない (2市町村増)

1とお答えの場合、目標及び根拠等御記入ください。

●募集定員: 15名 根拠: 家裁管内の申し立て件数に対し、市の人口比率から算出
 ●目標: 1年あたり10名程度(当市では3年ごとに研修実施予定の為、3年ごとに30名)
 根拠: 当市の年間の市長申立見込み件数は概ね20件と考えており、そのうち、5~10名は市民後見人が受託可能と見込んでいるため。等

→ 問11へ進んでください

問10. 問4. で3.「予定はない」又は4.「わからない」と回答した市町村にお尋ねします。市民後見人の養成に取り組めない理由はなんですか。一番近いものに○を付けてください。

- 15 1. 法人、専門職の後見人で足りている (5市町村増) 3 2. 成年後見制度を必要とする人を把握していない (5市町村増)
 9 3. 研修を実施してもその後のバックアップ体制が整っていない (1市町村減) 8 4. 研修を委託できる団体がない (1市町村増)
 1 5. その他 (2市町村減)

5. とお答えの場合、具体的理由を御記入ください。

●担い手の養成まで手が回らない。

問11. すべての市町村にお尋ねします。市町村申し立てをしていますか。

- 47 1. している(年 件) 7 2. していない→問13へ

問12. 問11. で1.「している」と回答した市町村にお尋ねします。市町村申し立てをした後見人の種類をお答えください。

- 18 1. 法人(合計年55件) 41 2. 専門職(合計年237件)
 2 3. 市民(合計年5件) 3 4. その他

4. その他とお答えの場合、具体的な後見人と件数を御記入ください。

申し立ては行ったが、いまだ選任されていないため 等

問13. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度利用促進法及び同法に基づく基本計画に関連し、各市町村における基本計画につき取組状況をお答えください。

- 7 1. 基本計画策定済み(平成 年 月)
 29 2. 検討中
 18 3. 予定なし(理由: 設置の必要性を感じていないため、現状の体制で対応できているため 等)

アンケート用紙2 千葉県・市民後見人に関するアンケート

問14. すべての市町村にお尋ねします。成年後見制度の中核機関を設置していますか。

4 1. 単独で設置している

〔千葉市、木更津市、佐倉市、浦安市〕

6 2. 連携して設置している(連携先:安房3市1町、社会福祉協議会)

1 3. 令和2年度設置予定

27 4. 検討中

16 5. 予定なし

5. とお答えの場合、理由を御記入ください。

●内部での協議が進んでいない●設置の必要性を感じていないため 等

問15. すべての市町村にお尋ねします。市民後見人の養成について、県に望む支援はありますか。

34 1. 財政的支援

(増減なし)

31 2. 家庭裁判所との調整

(8市町村増)

33 3. 養成研修の実施

(1市町村増)

34 4. 最新の情報提供

(9市町村増)

16 5. 他の自治体との協議の場の提供

(4市町村増)

1 6. その他

(2市町村減)

6. とお答えの場合、具体的に御記入ください。

●先進的に養成し、実際に市民後見人が受任している事例紹介

問16. 成年後見制度の利用促進に向けた課題。(自由記載)

●報酬助成に関し、対象となる要件が市町村間により異なるため、利用者の転居等により助成対象外となり、後見人等への報酬が支払えなくなる恐れが生じる。このため、運用基準の統一を図る必要がある。

●対象者が高齢者、知的障害者、精神障害者であるかによって所管課が異なるため、権利擁護支援を推進していくためには、庁内の関係各課で連携して事務を進めていく必要がある。

令和3年度までに中核機関を設置することが難しい。

●・申し立て書類が煩雑であること、申し立て手続きに時間がかかる特に後見人が選出されてから実際に支援が始まるまでが長い、制度の周知不足

●中核機関を立ち上げたが周知・啓発をして必要な人が救い上げることが課題の一つであると考え。